

千葉県障害者基幹相談支援センター運営方針

1 共生社会の構築に向けて

本市では、令和8年度を見据え、中長期的な視点で、本市の障害福祉施策の目指すべき方向性を示した指針『千葉県における障害福祉施策に係る中長期指針【平成29～令和8年度】（以下、「指針」という）』及び『第6次千葉県障害者計画（以下、「障害者計画」という）』に基づき、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会の構築に取り組んでいます。

「障害者の相談支援体制の強化充実」については、前述の指針及び障害者計画における対応方針や基本目標として掲げられていますが、基幹相談支援センター（以下、「センター」という。）は、障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関として、様々な障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するほか、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言や、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組等の地域の相談支援体制の強化の取組を行うことを目的として設置される機関です。

センターの運営にあたっては、共生社会の構築に向け、本運営方針の他、前述の指針、障害者計画に基づき、各地域の特性や実情に応じ、効果的に取り組めます。

2 センターの位置付け

(1) 地域に密着したワンストップ相談窓口

市は障害者基幹相談支援センターを6つの区毎に設置し、事業を適切に実施することができる法人へ委託して実施します。センターは、質の高い専門職員を複数配置することで、様々な障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行うとともに、各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組めます。

(2) 地域生活支援拠点の機能を担うセンター

地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、緊急の対応が必要な相談あるいは緊急の対応が今後見込まれる相談等があった場合には、地域の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行うことで、地域で生活する障害者やその家族等が安心して暮らせる体制作りを推進するとともに、医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保を目指します。

3 具体的な業務について

ア 一般的・総合的・専門的な相談支援

- (1) 相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行います。
- (2) 本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応します。
- (3) 各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用します。
- (4) 障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指します。また、意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行います。
- (5) 障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる相談窓口として、来所相談、訪問相談、電話相談のほか、FAX、メールでも相談を受付けし、適切に対応します。
- (6) 医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じられるように努めます。
- (7) 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。
- (8) 業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行います。

イ 地域の相談支援体制の強化の取組

- (1) 市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行います。
- (2) 地域の計画相談支援事業所が、機能強化型基本報酬を算定できるようにすることは、相談支援の質を高めると同時に計画相談支援事業所の経営安定に繋がることから重要です。このため、次の点に留意して計画相談支援事業所の支援に取り組まします。
 - (ア) 管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行います。
 - (イ) 機能強化型基本報酬算定の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めます。
- (3) 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取り組まします。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議

(案)

等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼します。

ウ 地域自立支援協議会（運営事務局会議、地域部会、相談支援事業所意見交換会等）の運営

- (1) 地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組めるよう運営を行います。
- (2) 構成員はそれぞれの会議の協議内容、開催趣旨に合ったメンバーで構成します。取り扱うテーマ、内容によって、広く参画を呼び掛けるのか、限定した構成員で行うのか、確認した上で開催します。また、いつも特定の事業者に偏るといったことがないよう公正で中立性のある運営を心がけます。
- (3) 地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、議論の内容や運営上の負担に偏りが生じないよう配慮します。また、構成員がそれぞれの立場の違いの理解に努め、課題を誰かのせいにするのではなく自らの課題として受け止め、自分の立場では何ができるのかを考え、できることから一歩ずつ前進していけるよう運営を行います。

地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行います。必要に応じて、地域に不足しているサービス等を抽出し、社会資源開発や政策形成への提言を行います。

エ 権利擁護・虐待の防止

- (1) 障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業（本人が契約内容を理解でき、本人の意思で契約ができる程度の判断能力がある場合）や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援します。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行います。
- (2) 障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉県障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行います。
- (3) 消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行います。

オ 障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信

- (1) 市全体の相談支援体制を強化するためには、地域の相談支援事業所が、サービスの調整が円滑となるよう市内の社会資源に関する具体的な情報を入手しやすい体制作りが望まれます。センターは、他区センターと協働して、市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約、発信を行います。

4 優先すべき事業

3のア～オに前述したとおり、センターの業務は多岐に渡るものとなっておりますが、本市の現状、計画相談支援事業所の負担軽減への対応が急務であることから、このなかでも特に優先すべき事業としては、「ア 一般的・総合的・専門的な相談支援」、「イ 地域の相談支

(案)

援体制の強化の取組」、「ウ 地域自立支援協議会（運営事務局会議、地域部会、相談支援事業所意見交換会等）の運営」となります。

5 他事業との兼務について

センターの専門職員は、その従事時間帯にあって専従であることが必要ですが、特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助事業（以下、「特定事業」という。）については、センター従事時間帯であってもやむを得ない場合に限り兼務することができます。

しかし、専門職員がセンター業務に専念できるようにするために、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めます。市は、今後も引き続き、センターからのケース移管が促進されるよう、センターの計画相談支援利用者や他の計画相談支援事業所に協力を求めたり、計画相談支援推進事業補助金制度等の効果的な運用を行います。

また、センターの専門職員は、センター従事時間帯の内外を問わず障害児等療育支援事業の訪問療育相談事業、外来療育相談事業を実施することはできません。これらの支援内容は、センターの受託事業（相談支援）の位置付けで実施することとなります。ただし、障害児等療育支援事業の施設支援一般指導事業については実施することができます。

このほか、センター業務と趣旨が類似する別の事業であってもセンター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行います。

6 センターの事業の実績の検証と職員の資質向上

(1) センターの事業の実績の検証

センターは、毎年度当初に本運営方針を踏まえて事業計画を作成します。また、毎年度業務終了後には実績報告を作成するとともに、仕様書や本運営方針を踏まえて市が作成する自己評価シートにそって自己評価を行います。

市は、センターへの実地調査により、事業計画、仕様書及び運営方針に沿って事業が実施されているかの確認を行います。

センターの実績報告、自己評価シート及び市の実地調査結果については、地域自立支援協議会に諮り、委員から意見聴取を行います。

センターは、これらの事業の実績の検証結果を踏まえて、業務改善を図ります。

(2) センター職員の資質向上

センターは、障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員を配置します。また、職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、

(案)

市または関係団体が主催する研修会等に積極的に参加します。

7 市との連携

センターと市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）は、互いに業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めます。

センターと市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）は、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応します。

8 公正・中立性の確保

センターは、市の障害福祉行政の一翼を担う公的な機関として、次のとおり、公正で中立性の高い事業運営を行います。

- (1) センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。
- (2) センターは障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応します。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保します。
- (3) センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮します。

9 客観性の確保

6 (1) センターの事業の実績の検証結果については、地域自立支援協議会に報告するほか市のホームページ等にて公表を行い、センター運営の客観性を確保します。

10 センターの周知

センターは、さまざまな機会をとらえて、家族会、関係団体、民生委員、町内自治会、地域の民間事業所、ボランティア等の協力を得ながら、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組みます。